

移住支援金・ひなた暮らし実現応援支援金について

町は、移住・定住の促進及び地域の人材不足の解消を図るため、本町に移住し、一定の要件を満たして就業する方に、給付金を支給します。

補助対象者

(1) 移住支援金

次の1~3の要件を全て満たす者とします。

No.	項目	要件	対象者
1	移住元要件	A いずれかに該当 (1)本町に転入する直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住していた者 (2)本町に転入する直前の10年間のうち、通算5年以上東京圏に在住し、東京23区内に雇用保険被保険者として通勤していた者	A、Bの両方に該当する者
		B いずれかに該当 (1)本町に転入する直前に連続して1年以上東京23区内に在住していた者 (2)本町に転入する直前に連続して1年以上東京圏に在住し、東京23区内に雇用保険被保険者として通勤していた者。ただし、東京23区内への通勤の期間については、転入する3月前までを起算点とすることができる。	
2	移住先要件	令和元年7月22日以降に転入してきた者であって、5年以上継続して居住・就業する意思があり、本町に転入後3月以上1年未満である者	移住先要件に該当する者
3	就職要件 ※(1)から(3)までの全てを満たす者	(1)「ふるさと宮崎人材バンク」に移住支援金対象として掲載されている求人に申し込み、就職した者 (2)週20時間以上の無期雇用契約に基づき就職し、申請時において、3月以上在職している者 (3)3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている事業所への就職でないこと。	就職要件又は起業要件のいずれかを満たす者
	起業要件	宮崎県の起業支援金の交付決定を受けている者	

※令和元年7月22日から令和2年3月31日までに本町に転入した移住者は、移住元要件のうち、「10年間のうち、通算5年以上」とされている部分を「10年間のうち、連続して5年以上」と読み替えるものとします

(2) ひなた暮らし実現応援支援金

No.	項目	要件	対象者
1	移住元要件	本町に転入する直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上県外に在住し、県外の事業所に雇用保険被保険者として通勤していた者であって、本町に転入する直前に 1 年以上県外に在住していた者	移住元要件を満たす者
2	移住先要件	令和元年 7 月 22 日以降に転入してきた者であって、5 年以上継続して居住・就業する意思があり、本町に転入後 3 月以上 1 年未満である者	移住先要件を満たす者
3	就職要件 ※(1)から(3)までの全てを満たす者	(1)「ふるさと宮崎人材バンク」に移住支援金対象として掲載されている求人に申し込み、就職した者 (2)週 20 時間以上の無期雇用契約に基づき就職し、申請時において、3 月以上在職している者 (3)3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている事業所への就職でないこと	左記の要件のいずれかを満たす者
	起業要件(1)	宮崎県の起業支援金の交付決定を受けている者	
	起業要件(2)	個人事業所の開業又は法人等の設立を行い、その代表者となる者で、次の要件を全て満たす者 (1)県内で法人の登記又は開業の届出を行うこと (2) 起業する事業について、商工会等による創業、経営支援等を継続して受けること (3)地域コミュニティの維持に必要であると町長が認めた事業であって、収益による事業の継続が可能であること	
	就業要件	県の人材確保支援策を活用し、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づき、個人経営事業所に就業し、3 月以上在職している者	
	自営要件 (農林漁業)	県の人材確保支援策を活用し、自営により農林漁業に就業した者	
	事業承継要件	個人事業又は法人等の事業を承継し、その代表者となる者であって、当該事業が次の要件を満たす者 (1)承継する事業の内容が、地域コミュニティの維持に資するものであり、県内で実施する事業であること (2)県内の事業承継支援機関による支援を受け、事業承継が成立したものであること	

給付額

2 人以上の世帯 100 万円 / 単身世帯 60 万円

※2 人以上の世帯とは、申請者と世帯員が、本町に転入前に同一世帯であり、かつ本町に転入後も同一世帯であることが必要です。

※移住支援給付金の給付を受けた後、移住支援給付金を申請した日から 3 年未満に転出又は 1 年以内に辞職した場合は、全額返還、3 年以上 5 年以内に転出した場合は、半額返還となります。